

資金管理団体でなくなった旨の届

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年（2026年）1月19日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島剛一

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
太田 広則	太田広則後援会	令和7年（2025年）12月23日
大塚 信弥	大塚しんや後援会	令和7年（2025年）12月12日
北原 昭三	北原昭三後援会	令和7年（2025年）12月23日